

まちなかにおける

のぼり旗の 掲出基準が できました。

3本以下の場合、
間隔はほどよく。

車の出入口から
3.6m以内
NG

隣地から
1.8m以内
NG

支柱も旗も
はみ出しNG

交差点に
面した角から
3.6m以内
(隅切り含む)
NG

掲出間隔
3.6m以上
離します。

のぼり旗は、製作や掲出が手軽にできる簡易な広告物であり、一時的な掲出が原則です。掲出する際は、道路など敷地外にはみ出さないよう設置し、公衆に対する危害を防止するため、安全面の注意を怠らないことはもちろんですが、さらに良好な景観への配慮が必要です。金沢市では、市民も来街者も心地よいまちを目指すため、のぼり旗の掲出基準を作成しました。

金 沢 市

安全確保のための基準

① 設置してはいけない場所

- ・ 道路沿いでは、通行者等の安全のため、次の範囲にのぼり旗を掲出しないこと。
 - (1) 車の出入口の端から3.6 m以内
 - (2) 交差点に面する敷地の角から3.6 m以内（隅切りを含める）
 - (3) 隣地境界から1.8 m以内
- ・ 敷地内においては、通行者等の視野を妨げないように、安全な場所に掲出すること。

② 設置や管理に関する注意

- ・ 強風等によって飛散したり傾倒したりしないよう、**しっかり固定**するとともに、**地面に垂直に設置**すること。
- ・ 屋根や庇の上に設置したり、支柱を長くする等、**高い場所に設置しない**こと。
- ・ 悪天候時や閉店後は必ず片付けることとし、**放置しない**こと。

良好な景観のための基準

③ 節度ある掲出間隔

- ・ のぼり旗を掲出する場合、**3.6 m以上の間隔**を空けること。
ただし、掲出本数が**3本以下**の場合はこの限りではない。



④ 種類（色彩、形状、情報）の整理

- ・ のぼり旗の種類（色彩、形状、情報）が増えすぎないように注意するとともに、複数の種類を掲出する場合には、より一層景観に配慮すること。

掲出の前提となる条件

- ・ 道路（歩道、車道とも）や隣地に、支柱や旗をはみ出させないこと。
- ・ のぼり旗の表示面積は2㎡以内とする。
- ・ 著しく破損したり、老朽化したもの又は、汚染、たい色したものを掲出しないこと。

令和4年3月1日より運用開始

金沢市 都市整備局 景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：076-220-2364／FAX：076-224-5046
Mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp

対象区域：まちなか区域（旧城下町区域）

